

セカンドオピニオン外来の手引

目的

セカンドオピニオン外来では当院以外の医療機関に受診している患者を対象に、当院における専門領域の疾患に限って、診断内容や治療法に関して専門の立場から意見・判断を提供する。

その意見や判断を、患者が自身の治療に際して、参考にしていただくことを目的とし、新たな検査や治療を行わない。

相談者

原則、患者本人とする。患者本人がセカンドオピニオンを受けることができない場合においては、患者本人が指定する者とし本人が作成した同意書の提出を受ける。

対象患者が未成年の場合は、親権者または養育者が同意書を作成するものとする。また、自らの意思を表明できない人の場合は、3親等以内の親族が同意書を作成するものとする。

相談者は、相談者本人を証明できるもの（免許証・健康保険証など）を持参していただく。

セカンドオピニオン外来と診療科と相談可能な疾患

「がん診療に関するセカンドオピニオン対応医師一覧」参照

相談を受けられない場合

- ・医療機関や主治医に対する苦情
- ・医療過誤および裁判係争中に関する相談
- ・過去に受けた治療に関する相談
- ・死亡した患者の診断や治療に関すること
- ・必要書類の準備がないもの

必要書類の準備

- ・主治医からの診療情報提供書
- ・診断の根拠となっている資料（検査結果・レントゲンフィルム・病理標本等）
- ・申込書（診察希望日時や相談したい内容等も記入）
- ・同意書（本人が申し込み・相談に来られない方のみ）

受付窓口

中津市民病院 相談支援センター地域医療連携室

受付時間 9時～16時

予約

- ・電話で予約する。

セカンドオピニオンに該当するか、また紹介状・資料等が準備できるかを確認する。申込書（必要があれば同意書）の作成が必要であることを説明し、申込書（必要があれば同意書）をFAXまたは郵送する。

- ・直接来院して予約する。

セカンドオピニオンの受付窓口である「相談支援センター 地域医療連携室」に直接来院いただき、申込書に記入いただく。必要があれば同意書を渡し相談当日持参いただく。資料等は、窓口で預かる。

受診の連絡

担当医師と調整後、2日から3日以内に「相談支援センター 地域医療連携室」よりセカンドオピニオン相談日時を電話にて連絡する。

※申し込みから相談実施日まで、2週間を超えないようにする。

料金

保険診療外の取り扱いとなる。

相談1件につき30分以内11,000円。30分を超えた場合は、30分毎に5,500円加算する。

30分未満の場合は、30分に切り上げます。（消費税含む）

平成12年作成

平成23年4月1日改訂

平成26年4月1日改訂